

議案第95号

令和7年度八幡浜市水産物地方卸売市場事業特別会計補正予算（第1号）

令和7年度八幡浜市の水産物地方卸売市場事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（債務負担行為）

第1条 地方自治法第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第1表債務負担行為」による。

令和7年12月2日提出

八幡浜市長 大城一郎

（水産物地方卸売市場事業特別会計）

第1表 債務負担行為

(単位：千円)

事 項	期 間	限 度 額	参 考		
水産物地方卸売市場照明LED化事業	令和7年度から 令和13年度まで	24,017	R 7	0	当該年度分
			R 8～R 13	24,017	
			全 体	24,017	

(水産物地方卸売市場事業特別会計)

令和 7 年 度

八幡浜市水産物地方卸売市場事業特別会計予算補正予算（第 1 号）に関する説明書

1 債務負担行為に関する調書

（水産物地方卸売市場事業特別会計）

1 債務負担行為で翌年度以降にわたるものについての前年度末までの支出額
又は支出額の見込み及び当該年度以降の支出予定額等に関する調書

(単位：千円)

事 項	限 度 額	前年度末までの 支出（見込）額		当該年度以降の 支出予定額		左 の 財 源 内 訳			一 般 財 源
		期 間（年度）	金 額	期 間（年度）	金 額	特 定 財 源			
						国 県 支 出 金	地 方 債	そ の 他	
水産物地方卸売市場照明LED化事業	24,017	—	—	R8～R13	24,017		22,600		1,417
合 計	24,017		0		24,017	0	22,600	0	1,417

(水産物地方卸売市場事業特別会計)